特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンス	トップ特例)に関する事務	务			
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を 希望する者(以下「申請者」という。)が提供する特例申告書を収受・保管し、申請者の居住する市区町 村にその情報を通知する。					
③システムの名称	ふるさと納税管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
ふるさと納税マイナンバー管理	ジ ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令等	第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	総務政策課					
②所属長の役職名	総務政策課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	危機管理課 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地25	51番地 0567-68-6101				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務政策課 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地25	51番地 0567-68-6100				
9. 規則第9条第2項の適	Ħ	1]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] いぞれ重点項目評価		西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全기	頁目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	実施している。各研修において 修動画の視聴を義務付けるなた、定期的に内部監査を実施し リハット事案が発生した際には	は受講確認を行い、未 ど、関係する全ての職員 しており、改善事項等の 必要な調査等を実施す	度職員を含む。)等に対しては、毎年教育受講者に対しては再受講の機会の付与するが研修を受講するための措置を講じては指示・助言を行っている。庁内で漏えい等るとともに再発防止に関する指導と全職は、従業者に対する教育・啓発は「十分に行	たは研 いる。ま のヒヤ 員への

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	ワンストップツール	なし	事後	事務の委託を開始。
令和5年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	事務の委託を開始。
令和5年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年3月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	なし	ふるさと納税管理システム	事後	評価の再実施による。
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一項16	・番号法第9条第1項及び別表の24	事後	評価の再実施による。
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	評価の再実施による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	_	十分である 判断の根拠記載	事前	評価の再実施による。
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	9)従業者に対する教育・啓発	事前	評価の再実施による。
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である 判断の根拠記載	事前	評価の再実施による。
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和6年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。